

大野市滞在型企画旅行助成金交付要綱

(平成23年4月1日告示第80号)

平成24年3月22日告示第36号
平成25年3月28日告示第39号
平成27年3月20日告示第50号

(趣旨)

第1条 大野市の観光資源の観覧を目的とした福井県外からの滞在型の企画旅行に対し、企画費用を助成することにより、旅行企画者の負担を軽減し、本市への滞在型観光客の誘致を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企画旅行 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。
- (2) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（平成23年法律第138号）第2条第2項に定めるホテル営業又は同法第2条第3号に定める旅館営業を営む施設のうち、市長が別に指定する大野市内の施設をいう。
- (4) 飲食施設 食堂、仕出し料理屋等の飲食業を営む施設で、市長が別に指定する大野市内の施設をいう。
- (5) 飲食 弁当等の食事及び食事とともに提供する飲料で、その提供価格の合計金額が1,000円以上であるものをいう。
- (6) 貸切バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定される許可を受けて、一般貸切旅客自動車運送事業を行うバスのことをいう。
- (7) 体験活動 観光旅行者が、大野市内で対価を支払って自然や文化に触れる活動で、市長が別に定める活動をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大野市内を貸切バスで移動する15人以上参加の企画旅行を実施する旅行者とする。ただし、大野市が実施する他の助成を受けている者は除く。

(1) 飲食施設での飲食又は市内での昼食休憩を含むまちなか観光を、日程に組み入れたもの

(2) 宿泊施設での宿泊を、日程に組み入れたもの

(3) 体験活動が伴う観光を、日程に組み入れたもの

(助成金)

第4条 助成金の額は、企画旅行における大野市内の移動に使用する貸切バス1台につき、当該企画旅行が前条の号に該当する数に10,000円を乗じて得た額とする。ただし、1の旅行業者が1年度に受ける助成金の額は、150,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、大野市滞在型企画旅行助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、宿泊施設又は飲食施設の利用が確認できる書類及び旅行日程や参加人数等企画旅行の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に助成金を支払うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果について、大野市滞在型企画旅行助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第36号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第39号)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の規定によりなされた補助金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大野市長 殿

申請者
住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）
電 話

印

大野市滞在型企画旅行助成金交付申請書兼請求書

大野市滞在型企画旅行助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請及び請求します。

記

1 企画旅行の名称

2 申請額 円

10,000円×【要件数】 件×【バスの台数】 台＝ 円

- ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を含むまちなか観光
- ・ 宿泊施設での宿泊
- ・ 体験活動

3 企画旅行の概要

裏面のとおり

4 振込先金融機関

金融機関名		支店名	
口座種別	普通預金・当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

5 添付書類

(1) 企画旅行の概要が分かる書類

- ・ 利用した宿泊施設又は飲食施設又は体験活動の領収書の写し又は利用証明書
- ・ 企画旅行の日程表
- ・ 企画旅行に参加した者の人数が分かる書類（名簿や第3者が発行するもの）

(2) 振込先金融機関口座の通帳の写し又はそれに準ずるもの

<裏面>【企画旅行の概要】

No.	旅行催行日	参加人数	企画旅行の概要
1	年 月 日	人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を伴う観光 施設名() ・ 宿泊施設での宿泊 施設名() ・ 体験活動 内容()
2	年 月 日	人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を伴う観光 施設名() ・ 宿泊施設での宿泊 施設名() ・ 体験活動 内容()
3	年 月 日	人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を伴う観光 施設名() ・ 宿泊施設での宿泊 施設名() ・ 体験活動 内容()
4	年 月 日	人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を伴う観光 施設名() ・ 宿泊施設での宿泊 施設名() ・ 体験活動 内容()
5	年 月 日	人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を伴う観光 施設名() ・ 宿泊施設での宿泊 施設名() ・ 体験活動 内容()
6	年 月 日	人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設での飲食又は昼食休憩を伴う観光 施設名() ・ 宿泊施設での宿泊 施設名() ・ 体験活動 内容()

様式第 2 号（第 6 条関係）

大野市指令 第 号

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

年 月 日付けで交付申請のあった大野市滞在型企画旅行助成金について、大野市滞在型企画旅行助成金交付要綱第 6 条の規定の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

Ⓜ

記

- 1 助成金の対象となる企画旅行及びその内容は、年 月 日付け交付申請書兼請求書のとおりとする。
- 2 助成金の額は 円とする。
- 3 交付した助成金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。